

## 農地中間管理事業の実施に関する規程

### (事業実施の基本方針)

**第1条** 公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき、岩手県が策定する「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に則して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

### (農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準)

**第2条** 公社は、地域農業マスタープラン（津波被災市町村においては経営再開マスタープラン、以下「マスタープラン」という。）が作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域や基盤整備等により農地集積の加速化が見込まれる区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域として農地中間管理事業を実施するものとする。

2 前項の重点区域以外においても、農地中間管理事業を実施することができるものとする。

### (農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

**第3条** 公社は、市町村、農業委員会が再生不能と判定した遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

2 公社は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で公社が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

3 公社は、前各項の事態を避けるため、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、借受希望者の募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

### (借受希望者の募集等)

**第4条** 借受希望者の募集は、インターネットの利用等により行い、募集期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 募集の区域は、市町村又はマスタープランの区域等を参考に、空白区ができないように設定し、当該市町村の意見を聞いて決定するものとする。

3 募集に当たっては、当該区域における農用地等の特徴及び当該区域内のマスタープランで位置付けられた認定農業者などの中心経営体等（以下「担い手」という。）が十分にいるかどうかについて、関係機関からの情報提供や前年の募集状況等から判断して行うものとする。

4 担い手が十分にいない地域については、他地域の経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して募集に応じてもらうよう働きかけるものとする。

5 借受希望者の募集に当たっては、次の内容を明らかにするものとする。

一 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件

- 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
  - 三 借受けを希望する期間
  - 四 現在の農業経営の状況
  - 五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由
- 6 公社は、借受希望者について、その氏名又は名称、当該区域内外の農業者、新規参入者の別及び借受けを希望する農用地等の種別、面積並びに借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別等を整理し、インターネットの利用等により定期的に公表するものとする。
- 7 公社は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第 18 条第 4 項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

#### **(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)**

- 第 5 条** 公社は、市町村と連携を密にして、次に掲げる状況等の把握を行い、公社を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。
- 一 各地域のマスタープランの作成・見直しの状況
  - 二 各地域の担い手の状況
  - 三 各地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し等
- 2 公社は、貸付希望者から農地の貸付の申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。
- 3 公社は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、公社が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切な時期に借受け、滞留期間を極力短くするものとする。
- 4 農地中間管理権の取得は、市町村、農業委員会及び第 12 条第 2 項に掲げる者若しくは所有者からの申出に応じて協議するほか、公社が市町村等の協力を得て所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- 5 農地中間管理権の設定期間については、所有者との協議により決定するが、原則として 10 年以上とするものとする。

#### **(農用地利用配分計画の決定方法)**

- 第 6 条** 公社は、農用地等の貸付先の決定に当たっては、次の点に留意するものとする。
- 一 農用地等の借受希望者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
  - 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
  - 三 新規参入した者の効率的かつ安定的な農業経営に資すること。
  - 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者の要望を踏まえて公平・適正に調整すること。
- 2 担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、担い手相互間又は担い手・非担い手間での利用権の交換を行おうとする場合や、集落営農の構成員が当該集落営農に利用させることを

目的として公社に農地を貸し付ける場合など、地域内の担い手の経営の発展に資する場合は、優先的に配慮して貸付先の決定を行うものとする。

- 3 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手が借受希望者である場合の優先的に配慮すべき事項は次のとおりとする。
  - 一 当該希望者と協議を行うものとする。
  - 二 借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
  - 三 二の判断に当たっては、当該地域のマスタープランの内容も考慮するものとする。
- 4 前2項、3項以外の場合で、地域内に担い手が十分にいる場合において優先的に配慮すべき事項は次のとおりとする。
  - 一 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度等により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとし、なお、貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。
  - 二 一の判断に当たっては、当該地域のマスタープランの内容も考慮するものとする。
- 5 前2項、3項以外の場合で、地域内に担い手が十分にいない場合において優先的に配慮すべき事項は次のとおりとする。
  - 一 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
  - 二 新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- 6 公社の農用地等の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

#### **（賃料の水準等）**

- 第7条 公社が農用地等を借り受けるときの賃料及び公社が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、公社が相手方と協議の上決定するものとする。
- 2 公社の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、公社は当該農用地等の従前賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

#### **（公社の農地中間管理権の設定等に係る契約の解除等）**

- 第8条 公社の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。
  - 一 農地中間管理権の取得後、原則として2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行

うことができる見込みがないと認められるとき。

二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

2 契約の解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、公社にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

#### **(農用地等の利用条件改善業務の実施基準)**

**第9条** 公社は、当該農用地等が所有者から公社に原則として10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うものとする。

一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。

二 当該地域等の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付が確実に Rowe れると見込まれるとき。

#### **(相談又は苦情に応ずるための体制)**

**第10条** 公社は、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

#### **(市町村及び農業委員会との関係)**

**第11条** 公社は、マスタープランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町村及び農業委員会との連携を密にして、業務を推進するものとする。

特に、マスタープランについては、市町村と情報を共有するよう努めるものとする。

2 公社は、原則として全ての市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における公社の窓口として機能を担ってもらうものとする。

3 公社は、原則として全ての市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。

4 公社は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

#### **(業務委託)**

**第12条** 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの(相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉等)について、公社は、市町村に対し、同意を得た上で、岩手県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

2 公社は、前項の業務について、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、岩手県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

- 3 賃料の收受・支払、農用地等の管理等の定形的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、岩手県知事の承認を受けて、委託するものとする。

**附 則**（平成26年3月28日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

**附 則**（平成27年3月19日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。